

京都市告示第92号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成16年4月1日から平成17年3月31日まで、久我の杜生涯学習プラザ管理運営協議会を京都市公金収納受託者とし、京都市久我の杜生涯学習プラザの使用料の徴収事務を委託します。

平成16年4月1日

京都市長 榊本 頼兼

(都市計画局住宅室住宅政策課)